

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃所持者ファイル
行政機関等の名称	大分県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号, 以下「銃刀法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 銃種, 2 許可証番号, 3 本(国)籍, 4 住所, 5 氏名, 6 性別, 7 生年月日, 8 登録事由発生年月日, 9 許可番号, 10有効期間, 11商品名等, 12銃口径, 13銃特徴, 14銃番号, 15銃全長, 16銃身長, 17適合実(空)包, 18替え銃身本数, 19替え銃身, 20用途別, 21管轄警察署, 22追加打刻番号, 23記事, 24取消事由又は失効事由, 25問題銃状態
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号, 第3号, 第4号, 第5号, 第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者, 第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者(第9条の6第2項の規定により届出があった場合), 第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者(第9条の11第2項の規定により届出があった場合), 譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者(第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合)
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 大分県警察本部警務部警務課
	(所在地) 870-8502 大分県大分市大手町3-1-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3 から 6 まで, 15, 16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については, 銃刀法第 7 条第 2 項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 大分県警察本部生活安全部生活安全企画課 (所在地) 〒870-8502 大分県大分市大手町 3 - 1 - 1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	